

介護のとびら

問い合わせ先
 地域包括支援センター
 電話 31-25100 (やまゆり共同作業所内)

介護保険の現状

介護保険は、

介護の問題を社会全体で支え合う制度です。

公費と自己負担を中心とした一般的な福祉制度と違い、

地域の40歳以上の人が納めた保険料が財源として使われています。

御代田町で介護保険に使われる金額(保険給付額)は、平成12年の制度開始以来、年々増加し続けました。保険給付額が増えると、財源になる保険料もそれだけ多く必要になるため、介護保険料の額は上がっていきます。これは全国的な傾向で、多くの自治体で介護保険料の値上げを招きました。

本来に必要なサービスを適切に使うことにより、介護保険の運営は安定し、介護保険料の大幅な値上げは防ぐことができます。

介護保険制度を適切に運営するため、町では、介護保険の給付について、必要な内容と量のサービスが適切に提供されているかを検証する「介護給付適正化事業」を平成16年度より行っています。介護保険で要支援1・2と認定された方の

サービスについては、町が直接「予防給付プラン」を作成しています。

また、年を重ねても元気に自分らしく暮らせる「介護予防重視の町づくり」のため、全町民を対象とした「介護予防教室」や、平成18年度より開始した「特定高齢者の介護予防事業」などの事業を行っています。

現在、65歳以上の方にお支払いいただいている介護保険料の額は、平成15年度から17年度の保険給付額を元に、平成18年度に決められたものです。保険料の見直しは3年ごとに行うので、次回の見直しは平成21年度の予定です。

町では、3年後の見直しに向け、介護保険の適切な運営と、「介護予防重視の町づくり」に取り組んでいます。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

(単位:円)

1日当たりの限度額

対象者	食費	居住費				
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
生活保護の受給者など	300	490 (320)	0	820	490	
世帯全員が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者	300	490 (320)	0	820	490
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	390	490 (420)	320	820	490
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	650	1,310 (820)	320	1,640	1,310

※()内の金額は介護老人福祉施設(特養)に入所または短期生活介護(ショートステイ)利用時の場合です。

介護保険施設を利用されているみなさんへ

負担限度額認定の有効期限は6月30日まで

現在、町から「負担限度額認定」を受けている人は有効期限が6月30日までとなっています。

町から郵送で更新のお知らせが届きますので、明記されている提出期限までに

町民課介護高齢係まで忘れずに更新手続きをしてください。

有効期限が切れてしまうと…

負担限度額認定者として設けられている上限額での利用者負担が、基準額へとなってしまう可能性があります。ご注意ください。

わからないときは

介護高齢係に電話をしましょう
更新についてのお知らせと申請書を町から郵送します。
内容をよく読んでいただき、分からないことは町民課介護高齢係に問い合わせてください。

※必ず期限内に更新申請をしてください。

手続きの流れ

- 1 町から更新のお知らせ通知と負担限度額認定申請書が届きます。
 - 2 お知らせ通知をよく読んで内容を確認してください。
 - 3 申請書に必要な事項を記入してください。
 - 4 提出期限までに介護高齢係へ申請書と負担限度額認定証を併せてお持ちください。
- ※課税状況等をお調べして再度、認定された人には新しい認定証を発行します。ご利用の施設窓口へ認定証を提示しサービスをご利用ください。

知っているとう安心

「特定入所者介護サービス」

(負担限度額認定)

介護保険施設に入所をしているみなさん、利用料の一部が減額になる制度をご存知ですか？

- 所得が低い人への施設費用が、負担になり過ぎないように所得に応じて居住費と食費の自己負担分に限度額が設けられます。
- 介護保険施設を利用する人は、申請しないと所得段階が決定できません。
- 世帯の課税状況をもとに決定されるため申請をすれば必ず認定されるものではありません。
- 対象者条件に該当しない場合は施設の規準額(標準の額)となります。

施設を利用したときに発生する費用の支払い

介護保険はサービスにかかった費用の1割と居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。
特定入所者介護サービス(負担限度額認定)では食費と居住費の部分を所得段階に応じて限度額を設けることができます。

限度額(日額)は次ページの表をご覧ください。

分からないことがありましたら、町民課介護高齢係へ問い合わせてください。